

答 申 個 第 1 4 号

平成25年10月15日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年4月12日付け西区窓第1号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

戸籍謄抄本等交付請求書等の個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定についての異議
申立てに対する決定（諮問個第19号）

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が非開示とした部分のうち、平成24年7月17日発行分の「戸籍の附票の写しの交付請求書」の「利用目的の具体的内容」欄及び「戸籍謄本交付請求書」の「自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」欄並びに添付資料については、開示すべきである。
- (2) 実施機関が行った、個人情報開示決定処分及び上記(1)以外の個人情報一部開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成25年2月18日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次の内容の個人情報の開示を請求した。

請求内容

- 平成23年9月8日 西京区役所住民票の写し（全世帯全員）
 - 平成24年2月6日 西京区役所住民票の写し（全世帯全員）
 - 平成24年6月11日 西京区役所戸籍謄本・戸籍の附票の写し
 - 平成24年6月28日 西京区役所戸籍謄本・戸籍の附票の写し
 - 平成24年7月17日 西京区役所戸籍謄本・戸籍の附票の写し
- 上記の請求書

- (2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として、次の公文書1から公文書5まで（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書1については開示決定を、公文書2、3、4及び5については一部開示決定をそれぞれ行い（以下「本件処分」という。）、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

特定した公文書

- 公文書1：戸籍謄本等交付請求書（平成24年6月28日発行分）
- 公文書2：住民票の写し等請求書（平成23年9月8日発行分）
- 公文書3：住民票の写し等請求書（平成24年2月6日発行分）
- 公文書4：戸籍謄本、戸籍の附票等の写しの交付請求書（平成24年7月17日発行分）
- 公文書5：戸籍謄本、戸籍の附票等の写しの交付請求書（平成24年6月11日発行分）

公文書2、3及び4

請求の依頼者に関する情報及び請求者の担当者氏名については、開示することにより、当

該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。

(条例第16条第2号及び第3号に該当)

請求者の職印の印影については、開示することにより、当該請求者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。

(条例第16条第3号及び第5号に該当)

公文書5

請求者の職印の印影については、開示することにより、当該請求者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。

(条例第16条第3号及び第5号に該当)

- (3) 異議申立人は、平成25年3月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立書を提出し、同月19日付けでその補正書を提出した。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 戸籍謄本・抄本について

戸籍事務は、戸籍法に基づいて行われており、戸籍法第1条により、地方自治法に定める市町村が処理する第1号法定受託事務に区分され、市町村長（政令指定都市にあつては区長）がその執行機関として戸籍事務を管掌している。

戸籍は、人の親族的な身分関係を記録し、これを公証する唯一の公簿であるため、法の制定以来、公開の原則が採られてきた。昭和51年及び平成19年の法改正により、公開に一定の規制が行われ、戸籍の公開と個人情報の保護という二つの要素の調整が図られ、今日に至っている。

(2) 戸籍の附票について

戸籍の附票については、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第16条により「市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。」と規定されている。

戸籍の附票は、戸籍の記載と住民票の記載を相互に関連させ、両者の記載を一致させるこ

とにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するためのものであるが、平成19年の住基法改正により、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、戸籍の附票の交付制度が見直され、交付請求の主体と目的とを一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、偽りその他不正な手段による戸籍の附票の交付等に関する罰則が強化され、今日に至っている。

(3) 住民基本台帳について

住民基本台帳事務は、住基法に基づいて行われており、住基法第3条に、市町村長（政令指定都市にあっては区長）等の責務として、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものであるが、戸籍の附票と同様、平成19年の住基法改正により、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付制度が見直され、交付請求の主体と目的とを一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出、転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、合わせて偽りその他不正な手段による住民票の写しの交付等に関する罰則が強化され、今日に至っている。

(4) 交付請求について

上記(1)から(3)までの、戸籍謄本等、戸籍の附票の写し及び住民票の写し等の交付請求（以下これらの請求に係る請求書を「交付請求書」という。）については、いずれも、戸籍法及び住基法により、請求できる人の範囲が限定されている。すなわち、①本人等による請求、②国又は地方公共団体の機関による請求、③正当な理由のある本人等以外の者による請求、④③の者から委任を受けた弁護士、司法書士等の特定事務受任者からの請求と明確に区分されており、本人等による請求を除き、その事由等を明らかにしなければならないこととされている。

(5) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

公文書1は、戸籍法第10条の2及び住基法第20条第2項の規定に基づき、保護観察所長から、異議申立人に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを請求されたものである。

公文書2及び3は、住基法第12条の3の規定に基づき、弁護士から、異議申立人の配偶者に係る世帯全員の住民票の写しを請求されたものである。

公文書4及び5は、戸籍法第10条の2及び住基法第20条第3項の規定に基づき、異議申立人の配偶者に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを請求されたもので、公文書4は弁護士から、公文書5は司法書士からの請求である。

イ 本件公文書の非開示としている部分について

(7) 公文書 2 及び 3

交付請求書のうち、「請求者」欄の担当者氏名及び請求者の職印を非開示としている。

(イ) 公文書 4

戸籍の附票の写し交付請求書のうち「利用目的の具体的内容」欄及び戸籍謄本交付請求書のうち「1 自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」欄（以下「利用目的等」欄という。）に記載されている請求の依頼者及び依頼の内容が分かる情報並びに「請求者」欄の担当者氏名及び請求者の職印並びに添付書類を非開示としている。

(ウ) 公文書 5

交付請求書のうち、「請求者」欄の請求者の職印を非開示としている。

(6) 条例第 16 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号該当性について

ア 交付請求書のうち「利用目的等」欄には、戸籍法及び住基法の規定に基づき、交付請求者が戸籍法第 10 条の 2 及び住基法第 20 条第 3 項の規定に基づく正当な理由があることを明らかにする情報を記載している。また、添付書類はその正当な理由があることを証する書類である。

記載されている内容から判断すると、当該交付請求は、戸籍法及び住基法の規定に基づく正当な交付請求である。

請求者は当該請求内容等を他人に公開されることを予期していないこと、及び戸籍法及び住基法に基づく適正な請求であることから、「利用目的等」欄に記載されている内容のうち請求の依頼者及び依頼内容が分かる情報並びに添付書類については、開示することにより、請求の依頼者のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、依頼を受けた請求者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

イ 担当者氏名については、交付請求を行った弁護士事務所の担当者であり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

ウ 請求者の職印については、事業活動において取引関係者等にのみ示されるものであり、一般に広く公にされている情報であるとは言えないことから、これを開示することは、当該事業を営む個人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。

(7) 交付時の戸籍謄本、戸籍の附票及び住民票等の写しについて

異議申立人は、補正書において、個人情報開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書を「個人情報の開示先を個別にして、開示文書を添付して開示又は一部開示決定をせよ」と述べている。

異議申立人の意図は必ずしも明確ではないが、「開示文書を添付して」というのは、戸籍謄本等の交付請求があった際に、実際に相手方に交付した戸籍謄本等も文書特定し、開示すべきであると主張しているものと思われる。

実施機関では、戸籍謄本等の交付においては、保管する原本（戸籍簿、住民基本台帳データ等）を謄写、出力して、認証・押印を施し、証明として交付しており、交付したものの写しは保管していない。

したがって、交付請求書には、交付した戸籍謄本等の写しを添付していることはないので、本件開示請求に対し特定すべき公文書は、本件処分において特定した公文書のみである。

(8) 通知書の作成方法について

次に、「個人情報の開示先を個別にして、…開示又は一部開示決定をせよ」としているのは、交付請求書ごとに個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書（以下「個人情報開示決定通知書等」という。）を作成すべきであると主張しているものと思われる。

条例第19条において「開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を文書により通知しなければならない」と規定している。

また、京都市個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）第6条において「条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。」とし、個人情報の全部の開示をする旨の決定をした場合には個人情報開示決定通知書（規則第4号様式）を、個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合には個人情報一部開示決定通知書（規則第5号様式）を作成し、通知することとしている。

さらに、実施機関では、開示請求者に対し非開示理由を分かりやすく通知するために、条例第16条に規定する非開示の該当性ごとに、個人情報一部開示決定通知書を作成するとの取扱いをしている。

これらの規定に基づき、実施機関では、本件処分において、本件公文書1については、全部の開示をする旨の決定をし、個人情報開示決定通知書を、本件公文書2、3、4及び5については、個人情報の一部の開示をする旨の決定をし、条例第16条に規定する非開示の該当性ごとに公文書を区分し、個人情報一部開示決定通知書を2通作成したものである。

条例上、公文書ごとに個人情報開示決定通知書等を作成すべきとする義務は課せられておらず、上記の取扱いについて、何ら違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書、補正書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 実施機関の不法行為により開示した戸籍謄本並びに戸籍の附票の写しの申請書には、刑法第158条並びに刑法第161条の2の2に違背した事実が記載されている、電磁的記録不正作出及び供用で偽造公文書行使等の利用目的の具体的内容の開示を請求する。

戸籍の附票は、不正な手段により交付したものである。

- (2) 加害者の利益を守る立場を撤回して、市民・国民の生存権を守るために、憲法条文に則り一部非開示部分の開示をせよ。
- (3) 個人情報開示決定通知書，個人情報一部開示決定通知書を，個人情報の開示先を個別にして，不当開示した電磁的記録不正作出及び供用で偽造公文書行使等による，戸籍の謄本，戸籍の附票の写し及び住民票の写し（交付分）を添付して，開示又は一部開示決定をせよ。
- (4) 戸籍謄本・抄本に記載されている親族的な身分の記録について，虚偽記載がある。交付時の虚偽記載された謄本の交付は憲法上での国民の当然の権利である。よって通知書の作成方法についても，京都市の不法行為である。

6 審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 公文書 1 について

公文書 1 は，戸籍法第 10 条の 2 第 2 項及び住基法第 20 条第 2 項の規定に基づき，保護観察所長から，異議申立人に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを請求されたもので，必要な者の住所，氏名，本籍，必要な書類名称，依頼理由等が記載され，公印が押印されていることが認められる。

イ 公文書 2 及び 3 について

公文書 2 及び 3 は，住基法第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づき，弁護士から，異議申立人の配偶者に係る世帯全員の住民票の写しを請求されたもので，請求の種別，住所，世帯主・筆頭者氏名，証明事項，請求に係る者の氏名，利用目的，利用目的の内容，業務の種類，請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号・担当者氏名等が記載され，弁護士の職印が押印されていることが認められる。

ウ 公文書 4 について

公文書 4 は，戸籍法第 10 条の 2 第 3 項及び住基法第 20 条第 3 項の規定に基づき，弁護士から，異議申立人の配偶者を筆頭者とする戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを請求されたもので，利用目的を証する書類が添付されている。

戸籍の附票の写しの請求書には，請求の種別，本籍，筆頭者の氏名，証明事項，利用目的，利用目的の具体的内容，請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号・担当者氏名等が記載され，弁護士の職印が押印されていることが認められる。また，戸籍謄本請求書には，請求の種別，本籍，筆頭者の氏名，利用目的の種別及び請求に際し明らかにしなければならない事項（「自己の権利を行使し，又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」欄），請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号・担当者氏名等が記載され，弁護士の職印が押印されていることが

認められる。

エ 公文書5について

公文書5は、戸籍法第10条の2第3項及び住基法第20条第3項の規定に基づき、司法書士から、異議申立人に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを請求されたもので、請求の種類、本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、利用目的の種類、事件及び代理手続の種類・利用目的、請求者の事務所所在地・氏名・登録番号・電話番号等が記載され、司法書士の職印が押印されていることが認められる。

(2) 「利用目的等」欄及び添付書類について（公文書4）

ア 実施機関は、「利用目的等」欄の非開示部分及び添付書類には、交付請求が戸籍法及び住基法の規定に基づく正当な理由があることを明らかにする情報が記載されており、正当な交付請求である以上、開示することにより、請求の依頼者のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、依頼を受けた請求者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められると主張する。

イ 一般に、弁護士等の特定受任者からの請求においては、誰がどのような理由で弁護士等に依頼したかが被取得者に知られると当該依頼者の正当な権利利益が侵害されることもあり得ることから、当該情報は、当該依頼者の「通常他人に知られたくない」と認められる情報であるとともに、請求者である弁護士等の「事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」情報に該当する可能性が高いと考えられる。

一方、本件の非開示部分は、異議申立人の戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを、誰が、どのような理由で請求したかという、異議申立人に関する個人情報でもあることから、条例第16条第2号及び第3号によって非開示とすることが保護するに値するか否かについては、個別具体的に判断するべきであると考えられる。

ウ そこで、本件公文書のうち「利用目的等」欄及び添付書類が非開示とされている公文書4について検討する。

(ア) 当審査会が検分したところ、公文書4は、特定の個人の破産管財人である弁護士が、当該破産管財人としての業務を遂行するために使用した交付請求書であった。

破産管財人は裁判所から選任されており、破産者の氏名等と共に官報において公告される。したがって、本件非開示部分の破産者の氏名は公知の事実であると言え、異議申立人と当該破産者の関係は異議申立人が知り得る内容であるから、「利用目的等」欄は条例第16条第2号に該当しない。

(イ) 次に、裁判所から選任された破産管財人として行う業務は、通常の弁護士業務と比較して事業活動上の秘匿性は低いと考えられるが、調査目的によっては、開示することにより事業活動上の支障が生じるおそれがあることも否定できない。

本件事案に関しては、「利用目的等」欄を検討した結果、当該部分を開示したとしても、当該弁護士の破産管財人としての業務の遂行に支障が生じるとまでは言えず、条例第16条第3号に該当しないものであると判断する。

(ウ) 添付文書は破産に係る裁判所の決定書であり、おおむね官報において公告されてい

る内容であるため、同様に条例第16条第2号及び第3号に該当しないと判断する。

(3) 請求者の担当者氏名について（公文書2、3及び4）

ア 実施機関は、交付請求を行った弁護士事務所の担当者の氏名について条例第16条第2号及び第3号に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 一般に、法人等の担当者名については、特定の個人が識別され得るもののうち、当該担当者にとって通常他人に知られたいと認められるものであり、また、当該法人等にとってどの担当者にどのような業務を行わせるかは当該法人等の内部情報であると考えられることから、条例第16条第2号及び第3号に該当すると判断する。

(4) 請求者の職印の印影について（公文書2～5）

ア 実施機関は、請求者の職印の印影について、条例第16条第3号及び第5号に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 事業者の印影については、事業活動において関係者等のみ示されるものであり、一般に広く公にされている情報であるとは言えない。

したがって、請求者の職印の印影については、開示することにより、当該事業を営む個人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあり、条例第16条第3号及び第5号に該当すると判断する。

(5) 公文書の特定に関する主張について

異議申立人は、戸籍謄本等の交付請求があった際に、実際に相手方に交付した戸籍謄本等も本件請求に係る公文書として特定し、開示すべきであると主張しているものと思われるので、この点について検討する。

ア 実施機関は、戸籍謄本等の交付においては、保管する原本（戸籍簿、住民基本台帳データ等）を謄写又は出力して証明として交付しており、交付したものの控えの保管は行っておらず、交付請求書には、交付した戸籍謄本等の写しを添付していないので、本件開示請求に対し特定すべき公文書は、本件処分において特定した公文書のみであると主張する。

イ 一般に、実施機関が保有する原本を謄写して証明行為を行う場合、交付した証明書類の写しを作成するとは考えにくく、また住民基本台帳については電子化されているのであるから、発行された住民票の写しの更にその写しを作成するとはますます考えられない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し特定すべき公文書は、本件処分において特定した公文書のみであるという実施機関の主張に特段不合理な点があると判断することはできない。

(6) 通知書の作成方法について

異議申立人は、交付請求書ごとに個人情報開示決定通知書等を作成すべきであるという主張をしているものと思われるので、この点について検討する。

ア 実施機関は、条例及び規則に基づき個人情報開示決定通知書等の作成を行っており、違法又は不当な点はないと主張する。

イ 規則第6条第1項には、個人情報の全部の開示をする旨の決定をした場合には個人情報開示決定通知書を、個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合には個人情報一部開示決定通知書を作成し、通知することと定められている。

この個人情報開示決定通知書等の作成に当たり、異議申立人の主張のように特定した公文書ごとに決定通知書を作成することを義務付ける規定はなく、実施機関はこの規則第6条第1項の規定に則り個人情報開示決定通知書等を作成していることから、当審査会としては、本件における実施機関の取扱いについて、何ら違法又は不当な点はないと判断する。

(7) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年	4月12日	諮問（諮問個第19号）
	5月7日	実施機関からの理由説明書の提出
	5月29日	異議申立人からの意見書の提出
	6月25日	実施機関の職員の理由説明（平成25年度第3回会議）
	7月25日	審議（平成25年度第4回会議）
	8月29日	審議（平成25年度第5回会議）
	9月10日	審議（平成25年度第6回会議）
	10月15日	審議（平成25年度第7回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）